

議案第44号 守口市工場立地法に基づく準則を定める条例案

御報告申し上げます

本案は、工場立地法において、一定規模の製造業等の工場を設置する事業者に対し義務づけられている敷地面積に対する緑地及び環境施設の割合に関する事項について、国の定める基準の範囲内において、市が独自に基準を定めることができることとなっていることから、市内の既存工場の設備投資等を促進するとともに、環境保全の推進及び持続可能な操業体制の確立を後押しする本市独自の基準を設けるため、条例を制定するものです。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、特段の異論もなく、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。